

個別避難計画に関する進捗状況等について

生活福祉部地域福祉課

1 趣旨（概要）

個別避難計画策定推進チーム会議として、個別避難計画に関するケアマネジャーとの連携等を各区福祉業務主管課に照会。回答内容について福祉・健康部会等に報告を行ったため、その報告内容を情報提供する。

2 目的

個別避難計画策定推進チーム会議として、令和6年7月5日に個別避難計画に関するケアマネジャーとの連携等を各区福祉業務主管課に照会し回答を得たもの等を令和6年10月15日に福祉・健康部会、令和6年10月28日にくらし・安全・防災部会に報告したため、その報告内容を情報提供する。

3 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

年内をめどに福祉・介護サービス事業者への協力依頼、年度内をめどにケアマネジャー向けの研修を実施する予定

個別避難計画に関する進捗状況等について

個別避難計画策定推進チーム会議報告（福祉局とりまとめ）

個別避難計画策定推進チーム会議として、令和6年3月11日付けで各区長あてに実施した「個別避難計画作成に関する問題点について（照会）」の各区回答をとりまとめ、令和6年6月24日開催のくらし・安全・防災部会、令和6年7月2日開催の福祉・健康部会に報告しました。この報告の中での「今後の進め方」における具体的な取組として、

- ① 個別避難計画作成にあたり、特に関わりが期待されるケアマネジャーとの連携について、各区での取組状況を調査し、好事例を共有する。
- ② 居宅介護支援事業者などの福祉・介護サービス事業者等に、個別避難計画作成の必要性を周知し、各区からの協力要請に対応してもらえるよう依頼する。
- ③ 重点予算で採用された各区の会計年度任用職員を対象に福祉的な関わりについての研修を実施する。

としており、今回、

- ③として、「個別避難計画作成にかかる福祉的な関わりについての研修」
 - ①として、「個別避難計画作成にあたってのケアマネジャーとの連携等に関する調査」
- を実施し、とりまとめましたので、報告します。

今回の結果を踏まえ、②の福祉・介護サービス事業者等への協力依頼に取り組みますので、引き続き、個別避難計画作成の推進に、ご理解、ご協力をお願いします。

福祉的な関わりについての研修 実施結果

開催日時：令和6年8月5日（月）13時から17時

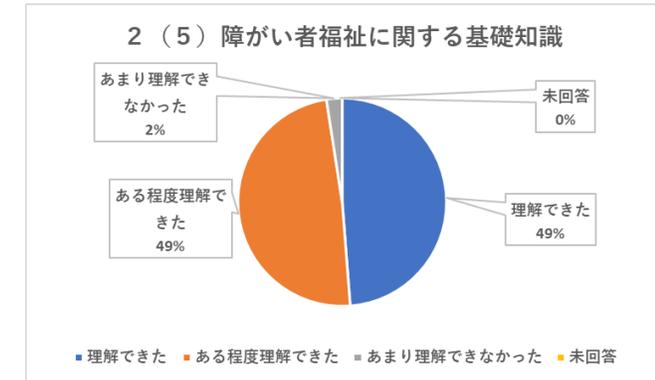
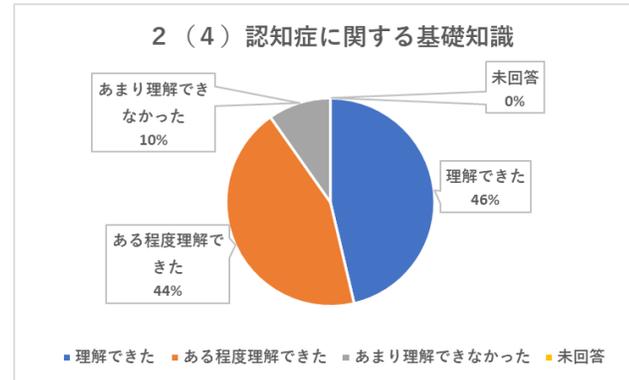
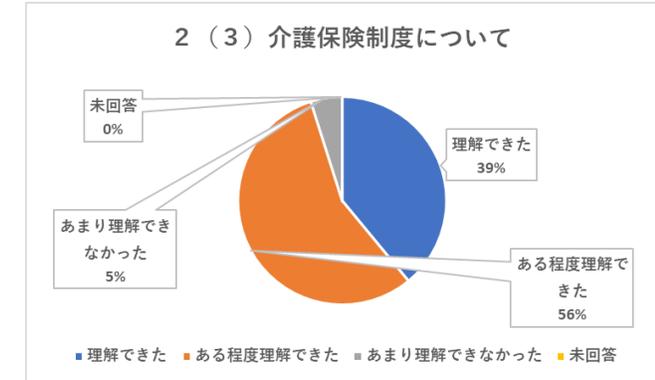
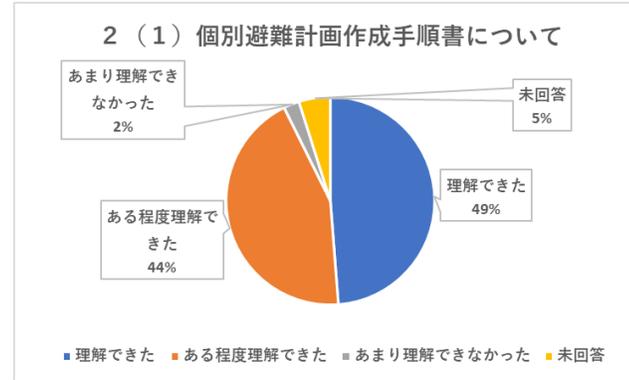
開催場所：大阪市社会福祉研修・情報センター

対象者：各区で個別避難計画作成業務に携わる職員

参加者：43名（うち重点予算会計年度任用職員19名）

研修内容（時間）	説明者
個別避難計画作成手順書について（30分）	淀川区
区役所保健福祉センターについて（10分）	福祉局
介護保険制度について（30分）	福祉局
認知症に関する基礎知識（30分）	福祉局
障がい者福祉に関する基礎知識（45分）	福祉局
社会福祉協議会について（15分）	福祉局
地域における見守りネットワーク強化事業について（15分）	福祉局
地域における相談窓口について（15分）	福祉局
グループによる意見交換等（15分）	—

研修の理解度について（アンケート結果から）



（研修への意見等）

・わかりやすかったと思います。身近に起こりうる事がすべて含まれていてすごく勉強になりました。もっと日頃から気をつける必要性があると再確認できました。

・多くの関係機関が関わる事業だと改めて思いました。その中でも区役所としての関わり方への理解を深めて業務にあたりたいと思いました。

ケアマネジャーとの連携等に関する調査について

調査概要

各区の福祉業務主管課あてに依頼し、防災担当課と調整のうえ、回答をいただきました。
(令和6年7月5日依頼、令和6年8月2日締切)

調査項目

- 1 区役所内での福祉業務主管課と防災担当課の連携
 - (1) 個別避難計画作成にあたり、区役所内で福祉業務主管課と防災担当課が連携して実施していること
 - (2) 区役所内で福祉業務主管課と防災担当課が連携することにより、個別避難計画作成にあたって効果的であったと考える事例や取組
- 2 ケアマネジャーとの関わり
 - (1) 個別避難計画作成に関し、現在、ケアマネジャー、居宅介護支援事業所、居宅介護支援事業者連絡会などと連携して取り組んでいること
 - (2) ケアマネジャーに協力してもらうことにより個別避難計画作成にあたって効果的であったと考える事例や取組
 - (3) 個別避難計画を作成する地域への支援として、ケアマネジャーに具体的に協力してもらいたいこと
- 3 ケアマネジャー以外の福祉・介護サービス事業者等との関わり
 - (1) 個別避難計画作成に関し、現在、ケアマネジャー以外の福祉・介護サービス事業者（障がい福祉サービス事業者等）に協力してもらっている事例
 - (2) 障がい者や難病患者等の個別避難計画作成にあたっての課題や、個別避難計画を作成する地域への支援として福祉・介護サービス事業者や相談支援機関に具体的に協力してもらいたいこと
 - (3) 個別避難計画作成に関し、現在、福祉・介護サービス事業者以外の地域の社会資源と連携して取り組んでいること
- 4 その他、個別避難計画作成にかかる防災と福祉の連携に関し、ご意見等

調査結果

1 区役所内での福祉業務主管課と防災担当課の連携

両課で連携した取組を実施している・・・23区
〃 実施していない・・・1区

<連携した取組の内容>

- ・福祉業務主管課から要援護者名簿を防災担当課に連携している（9区）
- ・防災担当課と福祉業務主管課で個別避難計画作成の進捗状況等を共有している。（9区）
- ・福祉・介護サービス事業者への協力依頼を両課が連携して行っている。（4区）
- ・区役所内でプロジェクトチームを立ち上げている。（3区）
- ・難病患者や生活保護受給者の個別避難計画について、担当間で情報共有し、作成している。（3区）
- ・地域への説明に両課が一緒に行っている。（3区）
- ・両課の間での役割分担を整理できている（2区） など

<好事例として考えられる取組事例>

・個別避難計画の作成や実効性のある支援対策を推進するため、区役所、関係機関の代表で構成された推進会議を設置し、定期的に会議を開催している。【西淀川区】

区役所：福祉担当、防災担当、保健師

関係機関：地域活動協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、身体障害者団体協議会、自立支援協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所連絡会、訪問看護ステーション連絡会、医師会

<考察>

個別避難計画作成を推進するためには、両課が連携したうえで、福祉・介護サービス事業者に働きかけることが効果的です。

- ① 福祉業務主管課が関係する事業者連絡会等で、防災担当課と福祉・介護サービス事業者が接する機会を設ける。
- ② 福祉・介護サービス事業者や地域に個別避難計画作成への理解を深めてもらうため、福祉業務主管課と防災担当課が協力し、その必要性を説明する。
- ③ 区役所と関係機関による会議体を設置し、個別避難計画作成に関する情報共有や意見交換を行う。（西淀川区の事例）

また、区役所内での連携として、医療機器等への依存度が高い難病患者の「災害情報シート」や「災害時の備え」を作成している健康危機管理担当保健師と連携することも効果的です。

2 ケアマネジャーとの関わり

- ケアマネジャーと関わりがある . . . 16区
- ケアマネジャーと関わりがない、または無回答 . . . 8区

<連携した取組の内容>

- ・居宅介護支援事業者連絡会での説明等（10区）
- ・ケアマネジャーの計画作成時の同席・助言等（4区） など

<好事例として考えられる取組>

- ・地域の方が、ケアマネジャーやヘルパーが訪問しているときに、個別避難計画作成のために同席し、状況確認や代筆等の協力をしていただくように依頼した。【住吉区】

<ケアマネジャーに具体的に協力してもらいたいこと>

- ・計画作成時に同席・助言してほしい。（8区）
- ・対象者に計画作成を周知啓発してほしい。（7区）
- ・ケアプラン作成時等に個別避難計画も作成してほしい。（3区）
- ・対象者へのアプローチで協力してほしい。（3区）
- ・ケアマネジャーが持つ情報を提供してほしい。（3区）
- ・ケアマネジャー向け防災研修を実施してほしい。（1区） など

<協力してもらいたいことの一例>

- ・地域の方などが個別避難計画作成のため本人を訪問した際に、拒否される場合がある。ケアマネジャーから本人に、そのような訪問がある場合があること、不安な場合は区役所へ連絡することを伝えてほしい。

【淀川区】

<考察>

ケアマネジャーは個別避難計画作成の対象となる高齢者本人のケアプランを作成していることから、協力を得ることは非常に効果的です。しかし、ケアマネジャーは業務繁忙であり、できるだけ負担がかからないように協力を依頼する必要があります。調査結果から、次のような協力を求めていくことが有効です。

- ① ケアマネジャーに個別避難計画作成の必要性を理解してもらったうえで、対象者本人に、その必要性や地域の方が作成のために訪問することがあることを伝えてもらう。（淀川区の一例）
- ② 対象者本人の同意のうえで、ケアマネジャーの訪問時に、区役所や地域の方が同席し、個別避難計画を作成する。（住吉区の事例）

3 ケアマネジャー以外の福祉・介護サービス事業者等との関わり

(1) 障がい福祉サービス事業者等との関わり

事業者等と関わりがある . . . 15区
// ない、または無回答 . . . 9区

<連携した取組の内容>

- ・ 自立支援協議会等での説明等 (7区)
- ・ 計画作成時の同席・助言等 (6区) など

<福祉事業者に具体的に協力してもらいたいこと>

- ・ 計画作成時に同席・助言してほしい (5区)
- ・ 対象者へのアプローチで協力してほしい (3区)
- ・ 対象者に計画作成を周知啓発してほしい (3区)
- ・ 事業者が持つ情報を提供してほしい (2区) など

<考察>

障がい福祉サービスの場合、サービス等利用計画を自身で作成される方もおられ、計画相談支援事業者が作成しているとは限りません。

そういった場合は、実際のサービスを提供する居宅サービス事業者に個別避難計画作成の必要性を理解してもらったうえで、対象者へ伝えてもらうことが効果的です。

(2) 地域の社会資源との関わり

地域の社会資源と関わりがある . . . 12区
// 関わりがない、あるいは無回答 . . . 12区

<連携した取組の内容>

- ・ 民生委員・児童委員、地域活動協議会、地域振興会等への説明 (6区)
- ・ 地域福祉コーディネーター (※) からの情報提供 (1区) など
※ 各区で呼び方が異なります。また、全区で配置されているものではありません。

<考察>

福祉・介護サービス事業者以外では、民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーターからの協力があります。

地域のことをよく把握しておられることから、対象者との顔合わせなどに協力していただくことなども効果的です。

まとめ、今後の取組（案）

- まず、ケアマネジャー自身に個別避難計画のことを知ってもらい、対象者にその必要性を伝えてもらうことが連携の最初の一步になります。また、ケアマネジャーの訪問時にあわせて区役所や地域が個別避難計画作成のため同席するなど、負担が少ない形で協力を依頼することなども効果的です。
ケアマネジャー以外の福祉・介護サービス事業者等（障がい福祉サービス事業者等）に対しても同様です。
また、民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーターと連携し、対象者との顔合わせをしてもらうなども有効です。
- 個別避難計画作成の対象となる難病患者については各区の健康危機管理担当保健師との連携が効果的です。
- 個別避難計画の作成にあたっては、対象者がその必要性を理解し、自ら作成しようと思っただけのことが何よりも重要です。
- 個別避難計画策定推進チーム会議としては、調査結果を踏まえ、各区の取組を補完し、ケアマネジャー等の関係者から個別避難計画作成への協力を得るために、次のことに取り組みます。
 - ・ 福祉・介護サービス事業者等への個別避難計画作成の必要性の周知及び協力依頼（別添ビラによる周知・依頼を行う予定です。）
 - ・ ケアマネジャーを対象とした個別避難計画作成にかかる研修の実施（大阪市社会福祉研修・情報センターで実施する予定です。）
- 個別避難計画策定推進チーム会議では、今後も適宜、各区の進捗状況を把握し、フォローアップを行っていきます。

【別添】事業者向け個別避難計画作成協力依頼ビラ（案）

福祉・介護サービス事業者のみなさま

大 阪 市

個別避難計画作成にご協力をお願いします！

近年多発している災害では、高齢者や障がい者を含む多くの方が被害を受けておられることを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、災害対策基本法が令和3年5月に一部改正され、避難に支援が必要な方々の個別避難計画作成することが市町村の努力義務となりました。

大阪市では、各区役所が、自主防災組織等の地域の方々と連携しながら、災害が起こったときに一人でも多くの命を救うため、地域とともに個別避難計画作成を進めています。

個別避難計画作成をさらに進めていくためには、日頃からケアプランの作成やサービス提供などを通じて、高齢者や障がい者の状況等をよく把握し、信頼関係を築かれている福祉・介護サービス事業者のみなさまからのご協力が非常に重要なものと考えています。

大阪市では、各区役所が、地域の実情を踏まえて、個別避難計画作成に取り組んでいますので、区役所や地域の方々から作成への協力を求められた場合は、その趣旨をご理解いただき、できる限り、ご協力いただきますようお願いいたします。

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話番号 06-6208-7954

【個別避難計画とは】

- ・災害が発生したときに、一人で安全な場所に避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難を支援することができるよう、高齢者や障がい者などの状況や避難先、避難を支援する人などを記載したものです。
- ・詳しくは、淀川区役所が作成した別添資料をご参照ください。

【個別避難計画を作成する対象となる高齢者・障がい者など】

- ・ 要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上
 - ・ 身体障がい1級・2級、知的障がいA、精神障がい1級、視覚障がい・聴覚障がい3級・4級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由（下肢・体幹機能障がい）3級
 - ・ 医療機器等への依存が高い難病患者
- ※ 各区において、これらの方のうち、優先度の高い方から、個別避難計画の作成を進めています。

【福祉・介護サービス事業者のみなさまへのお願い】

・ 対象者ご本人に対して

個別避難計画作成は、対象者が災害時に避難するための備えとして、大切な取り組みです。普段の関わりの中で、必要性をお伝えいただくなど、ご協力をお願いします。また、区役所職員や地域の方々が訪問する機会があることをお伝えいただきますようお願いいたします。

・ 区役所との連携について

ケアマネジャーやヘルパーの皆さんが対象者宅へ訪問する際に、あわせて区役所職員等が訪問し、個別避難計画作成に関する状況確認等ができるよう、区役所から協力を依頼される場合があります。その際はできる限りのご協力をお願いします。

・ 地域との連携について

大阪市では地域の方々が中心となって個別避難計画を作成しています。作成に関して相談や協力依頼がありましたら、できる限りのご協力をお願いします。

個別避難計画の作成にご協力ください

これまでの自然災害で、多くの高齢者や障がい者の方々が犠牲になりました。このことから、災害対策基本法の一部が令和3年5月に改正され、安全な場所へ避難するために支援が必要な方々(要援護者)の『個

別避難計画』を作成することが市町村の努力義務となっています。淀川区では、地域や福祉事業者の方々と連携し、一人でも多くの避難支援ができるよう、個別避難計画の作成に取り組んでいます。

[個別避難計画の詳細は次ページをご確認ください]

要援護者とは？

災害発生時にひとりでは安全な場所に避難することが困難な次の方々を要援護者としています。

介護が必要な方	要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上
日常生活に支援が必要な方	身体障がい1級・2級、知的障がいA、精神障がい1級、視覚障がい・聴覚障がい3級・4級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障がい)3級
医療装置が常に必要な方	医療機器等への依存が高い難病患者

個別避難計画作成の取組(一例)



1 地域へ要援護者名簿の提供



2 地域が要援護者名簿をもとに、日ごろの見守り活動による訪問や安否確認



3 訪問時、個別避難計画の項目について要援護者本人に聞き取りしながら作成



4 完成した個別避難計画を地域で保管及び写しを区役所へ提供

※要援護者名簿とは …… 大阪市で把握している区内要援護者のうち、町会等への個人情報の提供について本人同意が得られた約4,000人(令和5年4月末現在)が掲載された名簿のことです。

個別避難計画を見てみよう!



大規模災害が発生した後に、どう避難するかを考えていては、手遅れになるかもしれません！
日ごろから、避難の手助けをする方や避難場所を決めておくことで、
いざというときの避難に備えることができます。

赤枠内は必ず記入してほしいところです!

避難支援を必要とする
具体的な理由を記載します

避難支援が行える可能性のある人を記載します
支援者が個人の場合は、
個人の情報を記載します
支援者が地域などの場合は、
団体の情報を記載します

緊急時に連絡する必要がある家族や親戚、友人、近所の人などを記載します

医療が必要な避難者と判断するために、**治療中の病気や持病**などがある場合は記載します

個別避難計画

【見本】

作成年月日●●年●●月●●日

地域	●●地域	町会エリア	●●町会	作成者	●●●●
フリガナ	ヨドガワ イチロウ	◆性別	男性		
◆氏名	淀川 一郎	◆生年月日(年齢)	●●年 ●●月 ●●日生 (●●歳)		
◆住所	大阪市淀川区十三東2丁目3番3号 淀川マンション222号				
◆連絡先	自宅 06-●●●●-●●●● 携帯 080-●●●●-●●●● FAX メールアドレス XXXXX@●●●.ne.jp				
◆避難等支援を必要とする理由	自力での避難移動が難しいため				
◆避難の手助けをする方(避難支援等実施者)①					
フリガナ	ヨドガワ タロウ (団体名及び代表者でも可)				
氏名	淀川 太郎				
住所・所在	大阪市淀川区●-◆-▲				
連絡先	080-■●●●-■●●●				
◆避難の手助けをする方(避難支援等実施者)②					
フリガナ	●●チョウカイ (団体名及び代表者でも可)				
氏名	●●町会				
住所・所在	大阪市淀川区■-▲-●				
連絡先	06-XXXX-XXXX				
緊急時の連絡先①					
フリガナ	ヨドガワ ジロウ	本人との関係	次男		
氏名	淀川 二郎				
住所	大阪市淀川区●-■-▲				
連絡先	自宅 06-▲▲▲▲-▲▲▲▲ 携帯 080-****-**** FAX				
緊急時の連絡先②					
フリガナ					
氏名					
住所					
連絡先	自宅	携帯	FAX		
連絡時の配慮事項					
医療機器	注射(インスリン)				
治療中の病気、又は障がい名	糖尿病、白内障、変形性膝関節症				

※避難支援等実施者による災害時の避難支援を保証するものではありません。
また、避難支援等実施者は、避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。
◆印の8カ所(裏面含む)は、記入必須の法定項目です。

個別避難計画のワンポイント

避難の手助けをする方も、まずは自分自身の安全確保が第一です。そして、家族や大切な方がいるのであれば、その

方々の安否確認も大切です。支援者が避難をサポートできる状態になって、はじめて避難の手助けをすることができるようになります。

地域の方々が日ごろの見守り活動とあわせて、個別避難計画作成の活動を進めています。区民の皆様におかれましてはご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。



お住まいの場所の被害想定を記載します

災害時の安否確認を容易にするために記載します

かかりつけ医や福祉サービス、服用しているお薬等がある場合に記載します

防災マップや水害ハザードマップを参考に、近い避難場所を記載します

災害時、どこに避難するか慌てないために、あらかじめ自宅から避難所までの簡単な経路を記載します。分かりやすい目印があればあわせて記載します

避難時に必要となる配慮を記載します

避難所生活で配慮が必要なこと(食事でのアレルギーや疾患があるなど)があれば記載します

個別避難計画書を関係先に提供することに同意していただきます

【見本】

世帯状況	一人暮らし	河川氾濫	浸水深	3~5	メートル(淀川)
家族構成、同居状況等	弟が1人 同居家族なし	津波	浸水深	0.5~3	メートル
		高潮	浸水深	5~10	メートル
建築時期	25年	構造	木造・非木造(鉄筋等) <input type="checkbox"/> 戸別住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅(5階建ての2階)		
普段いる部屋	リビング(1LDK)	寝室の位置	リビングの隣		
救急カプセル	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	緊急通報システム	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		
使用薬	インスリン注射 ※お薬手帳がある方については、ご持参して避難してください。				
かかりつけ医	医療機関名	〇〇〇内科	電話	06-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	医療機関名	◇◇◇整形外科	電話	06-◇◇◇◇-◇◇◇◇	
福祉サービス事業所等	事業所名	☆☆ケアプランセンター	電話	06-☆☆☆☆-☆☆☆☆	
ケアマネジャー	氏名	東十三子	電話	06-%%%%-%%%%	
特記事項	車椅子がなければ移動が困難。施設入所も検討している。				

◆避難場所

一時避難場所	十三東公園	広域避難場所	淀川河川敷
災害時避難所	十三小学校	津波避難ビル	〇〇ビル

◆避難経路・注意点

避難所までの避難経路の図をご記入ください。

・小学校までの避難経路

・津波、河川氾濫時の避難場所(垂直避難で自宅マンションの5階踊り場へ)

自宅・鉄筋5F建の2F 212号

移動時に必要な配慮事項

避難生活における配慮事項

記載情報を淀川区役所、淀川消防署、淀川警察署、淀川区社会福祉協議会等関係機関や避難支援等実施者に提供することに同意します。

令和●●年●●月●●日 氏名 淀川 一郎

避難所などの場所は
こちらからご確認ください。

淀川区防災マップ



水害ハザードマップ



津波避難ビル一覧



「命を救う」、「命を繋ぐ」個別避難計画作成にご理解・ご協力を



淀川区災害対策本部長
岡本 区長

政府の地震調査委員会は本年1月、M8～9級の南海トラフ巨大地震が20年以内に発生する確率を「50%～60%」から「60%程度」に引き上げました。(40年以内では「90%程度」です!)

南海トラフ巨大地震では、淀川区内の死者数が13,558人(99.7%が津波被害)と想定されています。しかし、迅速な避難により34人の犠牲者(津波

被害は0人)に軽減されることも想定されています。

日ごろから見守り活動等により、要援護者の方々とのコミュニケーションを通じて、個別避難計画作成しておくことで、いざというときの避難支援の一助になることを目的としています。

地域住民の安全・安心のために、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

南海トラフ巨大地震による淀川区の人的被害想定(平成25年度想定)

死者数(人) ※避難ができなかったら			
揺れ・火災	津波	堤防沈下に伴う浸水	合計
10	13,511	37	13,558



死者数(人) ※早く避難ができたなら			
揺れ・火災	津波	堤防沈下に伴う浸水	合計
10	0	24	34

〔大阪府防災会議・第4回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会〕公表

もしものときに役立つ防災情報ツール

淀川区防災LINE

災害が発生する恐れがあるときや、災害時において重要な災害情報のみLINEします。

友達登録はこちらから



市民防災マニュアル

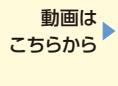
日ごろから防災・減災に関する正しい知識を身に付けて、災害から身を守りましょう!



デジタルブック版もあります

クイズ形式動画「令和の防災」

10問のクイズにチャレンジして、防災知識を高めましょう!



動画はこちらから

大阪市防災アプリ

このアプリの防災マップでは、災害時避難所や津波避難ビルの住所を確認することができ、地図機能で現在地からの避難ルートも検索できます。



淀川区役所Twitter

災害時には防災情報をリアルタイムでお届けします。



フォローはこちらから

川の防災情報

淀川や神崎川等、河川の水位情報を確認できます。



区役所からのお願いです

地域の方々による日ごろの見守り活動等での訪問時に、個別避難計画作成についてお話がありましたら、ご協力をお願いします。

個別避難計画作成が必要な方が身近におられましたら、区役所防災担当までお問合せください。

要援護者名簿への登録について、詳しくはよどマガ! 8月号でお知らせします。

目印はオレンジ色の封筒



問合せ 個別避難計画作成・防災のことについて

市民協働課(防災)4階41番 ☎6308-9743

要援護者名簿・日ごろの見守り活動などについて

保健福祉課(保健福祉)3階32番 ☎6308-9857

お気軽にお問合せください!

個別避難計画作成にかかる福祉的な関わりについての研修 研修受講アンケート

令和6年8月5日実施

大阪市社会福祉研修・情報センター

所属	区	課	氏名	
----	---	---	----	--

該当するものの数字のところに○をお願いします。

1 研修全体について

1. 理解できた 2. ある程度理解できた 3. あまり理解できなかった

2 各研修について

(1) 個別避難計画作成手順書について

1. 理解できた 2. ある程度理解できた 3. あまり理解できなかった

(2) 区保健福祉センターについて

1. 理解できた 2. ある程度理解できた 3. あまり理解できなかった

(3) 介護保険制度について

1. 理解できた 2. ある程度理解できた 3. あまり理解できなかった

(4) 認知症に関する基礎知識

1. 理解できた 2. ある程度理解できた 3. あまり理解できなかった

(5) 障がい者福祉に関する基礎知識

1. 理解できた 2. ある程度理解できた 3. あまり理解できなかった

(6) 社会福祉協議会について

1. 理解できた 2. ある程度理解できた 3. あまり理解できなかった

(7) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業について

1. 理解できた 2. ある程度理解できた 3. あまり理解できなかった

(8) 地域における相談窓口について

1. 理解できた 2. ある程度理解できた 3. あまり理解できなかった

3 研修の中で、疑問点や気になった点があれば、ご記入ください。

4 本日の研修を踏まえ、個別避難計画作成を推進するために必要な支援について、ご記入ください。

5 その他何かご意見等がありましたら、ご記入ください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

アンケートへの回答内容について、概要を個別避難計画作成推進チーム会議、区長会議くらし・安全・防災部会及び福祉・健康部会に報告する予定です。

福祉局生活福祉部地域福祉課
(個別避難計画策定推進チーム会議)

個別避難計画に関する進捗状況について

令和6年6月24日

淀川区長

(個別避難計画策定推進チーム会議)

令和6年3月11日付けで実施いたしました「個別避難計画作成に関する問題点について(照会)」について、回答結果を取りまとめましたので報告します。

1 実施概要

(1) 目的

個別避難計画の作成を一層推進するため、各区における個別避難計画作成に関する問題点や課題などを把握し、次年度以降の取り組みに反映する。

(2) 調査方法

各区の防災担当と福祉担当において調整いただき、別紙1「調査票」にて回答

(3) 提出期限

令和6年4月30日

2 調査結果

別紙2「各区における個別避難計画作成にかかる問題点と課題」のとおり

【概要】

① 会計年度任用職員の採用状況について

・全24区採用済み(4/1採用22区、6/1採用2区)(各区1名※)

※22区のうち1区については区まち予算で1名追加し計2名採用。

② 具体的な業務内容について

・各区とも概ね

(主な業務)

自主防災組織や要支援者との調整業務、個別避難計画作成の支援補助業務
地域等への事業説明業務、要支援者名簿や個別避難計画の管理 など

- ③ 個別避難計画作成上の課題、問題点等について（別紙3参照）
- ・地域への負担感が大きい、地域によって協力を得られない
 - ・実効性のある個別避難計画作成
 - ・福祉部局、地域福祉関係者との連携・協力体制
 - ・効率的な個別避難計画作成
 - ・要支援者（要援護者）の状況把握、要支援者（要援護者）との関係づくり
 - ・町会未加入者へのアプローチ
 - ・名簿管理
 - ・防災意識の向上及び制度周知
 - ・地域へ提供する個人情報 の適正管理等
 - ・データ管理、情報引継、予算確保、組織体制（人員・勤怠等）など

- ④ 目標達成へ解決が必要な課題、問題点等について（別紙4参照）

【主な事項】 ※延べ数

- ・福祉部局、地域福祉関係者との連携・協力体制の確立（12区）
- ・地域の負担感解消（5区）
- ・実効性のある個別避難計画作成手法の確立（3区）

3 今後の進め方（案）

- ・今回の調査結果では、各区において要支援者が福祉介護医療など様々な事業者と関わっている中で、地域の負担感や災害時対応と平時の見守りとの連続性などに課題、問題点が多いことが把握できた。
- ・今回の調査結果を踏まえ、今後、実効性のある個別避難計画作成を実現するためには、要支援者との関わりがある福祉介護医療などの関係機関とのさらなる連携体制の確立が必要である。
- ・今回取りまとめた課題、問題点などの情報共有を図りながら、各区において、それぞれ区の実情に合わせてさらに取り組みを進めていく中で出てきた課題や問題点については、必要に応じて随時個別避難計画策定推進チーム会議等で検討し、関係部局と調整していく。具体的には、特に関わりが期待されるケアマネジャーとの連携について、各区での取組状況を調査し、好事例を共有するとともに、居宅介護支援事業者に協力依頼をする。福祉・介護関係機関にも周知し、各区からの協力要請に対応してもらえるよう依頼する。また、重点予算で採用された各区の会計年度任用職員を対象に福祉的な関わりについての研修を実施する。